

---

**最近の判例から** (12)－相隣関係－
 

---

## 自宅前の道路にゴミボックスが設置された住民による行政庁に対する道路占用許可処分の取消請求が却下された事例

(津地判 平28・12・8 判例時報2337-29) 葉山 隆

---

自宅前の道路への折り畳み式ゴミボックス設置の道路占用許可処分を行った行政庁に対して、その設置により道路交通上の危険が生じた、自宅の評価が下落したとして、住民が行政庁に対して処分の取消しを求めた事案において、その住民には処分の取消しを求めるにつき、法律上の保護された利益を有しているということはできず、訴えの原告適格がないとして、請求が却下された事例（津地裁平成28年12月8日判決 却下 判例時報2337号29頁）

### 1 事案の概要

平成26年12月、Y（被告・行政庁）は、A自治会長よりなされた折畳み式ゴミボックス設置のための道路占有許可申請について、これを許可する処分（以下「本件処分」という）を行い、翌平成27年1月、X（原告・個人）は自宅前にこれが設置されることを認識した。

同年3月、XはYに対して、行政不服審査法に基づき、本件処分の異議申立てを行ったが、翌4月にYがこれを却下したことから、同年10月、XはYに対して、本件処分の取消しを求めて提訴した。

〈Xの主張〉

#### (1) Xの原告適格の有無について

当該ゴミボックスは、道交法の適用を受ける物件で、同法には、交通の安全と円滑を図るのみならず、自動車等の通行に伴い発生する騒音や振動等により沿線住民の生活環境が侵害されることを防ぐ趣旨も含まれており、

法が道路沿線の住民の安全な交通環境の保護を図ったものである。また、その保護による利益は、人が生存・生活していく上で不可欠であり、憲法上の人権（憲法13条）としても保障されていると解される。よって、道交法の規定は、不特定多数の一般的公益を保護するのみならず、道路沿線付近の住民が安全な交通環境等で生活する利益を個別的利益としても保護している。

当該ゴミボックスは、Xの自宅に隣接する交差点の隅切り部分に設置されており、Xは、道路沿線住民として交通上の危険にさらされており、法律上保護された利益である道路沿線付近の住民が安全な交通環境等で生活する利益を侵害された。また、ゴミボックス設置により敷地利用の制限を受け、土地の価値が下落することことから、憲法29条で保障されている原告の財産権が侵害されており、その権利侵害により原告の被る不利益の程度は著しいため、原告に原告適格が認められるべきである。

#### (2) 本件処分の違法性

道路法33条1項は、「道路の敷地外に余地がないためやむを得ない場合」のみ道路占用を許可する旨規定しており、当該ゴミボックスの設置場所が道路交通法により駐停車を禁止された交差点の隅切り内であり、不適切な場所である。また、本件処分に必要とされる管轄警察署長との法定協議もなされていない。

## 2 判決の要旨

裁判所は、大要以下のとおり判示し、XのYに対する請求を却下した。

### (1) Xの原告適格の有無について

道路法が道路の占用について制限を設けた趣旨及び目的は、道路の構造を保全し、交通の障害を防止することによって、広く一般的公益を保護することにより、その認定において考慮されている利益は、一般に道路を利用する者が共通して持つ一般的抽象的な利益であるというべきであり、当該道路近隣の居住者の利益の保護は、一般的公益の保護の結果として、反射的に実現されるにすぎないものと解される。

道路交通法の規定に基づく道路使用許可の手續においても、道路法と同様に道路の近隣の居住者等の利益を考慮することが予定されていることをうかがわせる規定は特に設けられていない。近隣の居住者の利益保護は、道路における危険が防止され、円滑な交通が保たれるという一般的な利益が確保される結果として、反射的に実現されるにすぎないものと解される。

ゴミボックスに隣接して居住するXの安全な交通環境等の生活上の利益及び財産権が一般的な利益以上に個別具体的な利益として保護されているとは解されず、Xは、本件処分の取消しを求めるにつき法律上の保護された利益を有しているということとはできない。したがって、Xは、本件処分の取消しを求める訴えの原告適格を有していないといわざるを得ない。

### (2) 結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、本件訴えは不適法であり、これを却下する。

## 3 まとめ

本件は、自宅前の道路にゴミボックスが設置されることになった住民が、その設置に関わる道路占用許可処分を行った行政庁に対してその取消しを求めたものの、行政事件訴訟法第9条の原告適格がないとして、その訴えが却下された事例である。

ゴミ集積場に関わる裁判例としては、①自宅建築用地として購入した土地の前面道路が、周辺住民のゴミ集積場になっていたことについて、売主業者と媒介業者に調査説明義務があったとする購入者による双方の業者に対する損害賠償請求が棄却された事例（神戸地裁尼崎支判 平13・5・29 RETIO50-69）や、②所有地の前面道路にあるゴミ集積場の移設協議に応じない近隣住民に対する土地所有者によるゴミ排出差止め請求が棄却された事例（大分地判 平13・5・29 RETIO76-82）等が見られる。ゴミ集積場は、今日の社会生活からすれば、必要不可欠なものと言え、これが近隣に存在することは、ある程度受忍限度の範囲内と考えられるものと思われる。また、①の裁判例からすると、売主業者や媒介業者に、ゴミ集積場の場所についての積極的調査義務があるとまでは言えないようではあるが、媒介業者が、購入希望者よりゴミ集積場の場所についての調査を求められ、これを了承した場合には、これについての調査・説明義務が生じることとなる。

また、昨今のマスコミ報道等によれば、ゴミ集積場に限らず、学校・保育園までいわゆる「迷惑施設」と捉える人も存在するようであり、媒介業者としては、知り得た周辺環境について、できるだけ丁寧に購入希望者に説明することが、後日のトラブル回避のためには有効であるとは言えよう。